



平成 28 年 8 月 5 日

各 位

会 社 名 アンジェス MG株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山田 英  
(コード番号 4563 東証マザーズ)  
問合せ先 財 務 部 長 米尾 哲治  
電話番号 03-5730-2641

### 第 28 回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の 募集に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 5 日（以下「決議日」といいます。）開催の当社取締役会決議により、以下のとおり、第三者割当てにより新たに発行される第 28 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」といい、かかる本新株予約権の発行を以下「本第三者割当て」といいます。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

(1) 割当日	平成 28 年 8 月 22 日
(2) 発行新株予約権数	76,500 個
(3) 発行価額	本新株予約権 1 個当たり 147 円 (本新株予約権の払込総額 11,245,500 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：7,650,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株） なお、下記（6）に記載のとおり、行使価額は修正される可能性があります。潜在株式数は 7,650,000 株で一定です。
(5) 資金調達額	2,359,795,500 円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 307 円 本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 185 円（以下「下限行使価額」といい、調整されます。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。
(7) 募集又は割当て方法（割当て予定先）	第三者割当ての方法により、三田証券株式会社にて全ての本新株予約権を割り当てます。
(8) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とします。また、当社は、三田証券株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当てにより発行される本新株予約権の引受けに係る第三者割当て契

本報道発表文は、当社による第三者割当てによる第 28 回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

	約（以下「本第三者割当て契約」といいます。）を締結する予定です。当該契約において、制限超過行使の禁止、譲渡制限、取得条項及び買戻条項を定める予定です。詳細については、下記「6. (6) その他」をご参照ください。
--	--

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行による調達額（11,245,500円）に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき額による調達額（2,348,550,000円）を加えた額です。また、本新株予約権の行使に際して払い込むべき額による調達額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 本第三者割当てによる資金調達の目的

#### ① 当社の状況

当社は、HGF（Hepatocyte Growth Factor、肝細胞増殖因子）遺伝子治療薬（DNA プラスミド製剤）とNF- $\kappa$ Bデコイオリゴ核酸を中心に、次世代のバイオ医薬品の開発事業を推進する創薬系のバイオベンチャーです。医薬品の開発には通常、長い開発期間と多額の先行投資が必要となりますが、当社においては、HGF 遺伝子治療薬等の主力開発品が上市に至っておらず、開発への先行投資の段階にあるため赤字の計上が継続しております。

当社は2015年に定めた長期経営目標である「2025年ビジョン」（以下「2025年ビジョン」といいます。）において、遺伝子医薬のグローバルリーダーとなることを目指し、2025年までに売上高500億円以上を達成することを目標として掲げております。当社は、これまでのところ、HGF 遺伝子治療薬の開発及びNF- $\kappa$ Bデコイオリゴ核酸の開発の2つを柱として事業展開を行ってきており、2025年ビジョンを達成するためには、これらの開発に係るプロジェクトを着実に進めることが不可欠となります。さらに、より確実に2025年ビジョンを達成するためには、更なる施策を講ずることが必要であると考え、当社は、近時、当社事業の第3の柱としてDNA ワクチン事業の分野に本格的な進出を開始したところです。

今回の資金調達は、当社の従来からの主要な開発パイプラインの一つであるHGF 遺伝子治療薬について、米国における新たな臨床試験を実施することによりその開発を継続するための資金を調達することを目的とします。

#### ② HGF 遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施

重症虚血肢を対象とした海外におけるHGF 遺伝子治療薬の開発については、現在、医薬品としての承認申請前の最終段階の試験である第Ⅲ相臨床試験（同意を得た多数の被験者に対して被験薬を投与し、被験薬の適応症に対する有効性の証明と確認、安全性の確立、承認取得のための十分な根拠付け、用量反応関係の確立等を行うための試験）段階にあります。当社は、2014年10月から、かかる第Ⅲ相臨床試験を、北米、欧州及び南米の15ヶ国において国際的に展開実施しておりました（かかる第Ⅲ相臨床試験を、以下「旧国際共同第Ⅲ相臨床試験」といいます。）。しかしながら、今般、当社がこれまでに実施してきた旧国際共同第Ⅲ相臨床試験の状況を分析・評価した結果、その試験設計においては被験者の登録ペースが想定よりも遅延しており、臨床試験の完遂には、計画よりも長い期間と多くの費用が必要であることが判明しました。そこで、当社は、旧国際共同第Ⅲ相臨床試験の進捗が計画より遅い状況に対応し、2016年6月20日付「海外におけるHGF 遺伝子治療薬の開発戦略変更について」と題するプレスリリースで開示いたしましたとおり、HGF 遺伝子治療薬の開発資金を削減すると同時にできるだけ早くHGF 遺伝子治療薬の医薬品としての承認申請を実現し製品の実用化を目指す観点から、旧国際共同第Ⅲ相臨床試験を終了し、新たな開発戦略の下で別に新たな臨床試験を米国において実施することを決定しました。

旧国際共同第Ⅲ相臨床試験の終了は、当社が設立以来手がけてきた、当社の主要な開発パイプラインの一つであるHGF 遺伝子治療薬の開発そのものを断念することを意味するものではありません。

本報道発表文は、当社による第三者割当てによる第28回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

く、今後は新たな開発戦略の下で米国において新たな臨床試験を実施し、HGF 遺伝子治療薬の開発を継続してまいります。新たな開発戦略の柱は、開発費用を抑制しながら、より小規模の試験を比較的短期間で実施する点にあり、具体的には、①重症虚血肢の中でも対象とする被験者を適切に選択する、②有効性の評価項目を足の大切断又は死亡という重大イベントの発生から重症虚血肢の主要な臨床状況である潰瘍と痛みの改善に変更する、③有効性の評価を投与開始から短期間に行う、④臨床試験の実施対象地域を重症虚血肢の治療実績が豊富な米国内の施設に限定する、などの項目を中心に新たな臨床試験の詳細を設計中です。旧国際共同第Ⅲ相臨床試験を開始した当時においては、有効性の評価項目につき、足の大切断又は死亡という重大イベントの設定を米国の規制当局である FDA から求められました。しかしながら、重症虚血肢を対象とした医薬品が依然として存在しない状況下で、近時、有効性の評価項目の設定においてより柔軟な考え方を受容する方向に FDA の見解は変化してきていると考えられます。実際、類似の疾患を対象とした他社の事例として、FDA が、足の大切断又は死亡というイベントではなく、潰瘍の治癒を有効性の評価項目として認めた例が存在しております。一方、開発戦略の変更により対象患者数が増加する可能性がある一方で、薬価がこれまでの想定よりも下がる可能性もあるため、結果として売上や収益が影響を受ける可能性はあります。今後、新たな臨床試験の詳細が固まり次第、FDA と協議を開始する予定です。FDA の承認が得られ次第、米国において新たな臨床試験を開始する予定です。

### ③ 本第三者割当による資金調達目的

上記の経緯及び現状のもと、本第三者割当による資金調達の目的は、当社の主要な開発パイプラインの一つである HGF 遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる資金を調達することを主たる目的とします。また、当社は、上記のとおり、主力開発品が上市に至っておらず、開発への先行投資の段階にあるため赤字の計上が続いている状況にあるため、当社の当面の運転資金（人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃等）の一部を調達することも本第三者割当による資金調達の目的としています。

なお、当社は、近年において、平成 26 年 3 月に当社普通株式の第三者割当増資（以下「平成 26 年 3 月当社普通株式第三者割当増資」といいます。）を行い、差引手取金額約 490 百万円の資金調達を行っております。平成 26 年 3 月当社普通株式第三者割当増資は当社がこれまでムコ多糖症 VI 型治療薬「ナグラザイム®」の開発及び販売を通じて蓄積してきた、難病及び希少疾患を対象としたオーファンドラッグ（希少疾患用医薬品）を自社で開発・販売する基盤を活用し、海外で既に開発・販売されているオーファンドラッグを国内に導入するための費用の一部を調達することを目的とするものであります。また、当社は、平成 27 年 3 月に当社普通株式の第三者割当増資（以下「平成 27 年 3 月当社普通株式第三者割当増資」といいます。）及び平成 28 年 3 月に行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当（以下「平成 28 年 3 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当」といいます。）を行い、差引手取金額約 716 百万円及び約 3,029 百万円の資金調達をそれぞれ行っております。平成 27 年 3 月当社普通株式第三者割当増資及び平成 28 年 3 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当は、NF-κB デコイオリゴ核酸の開発に係る費用を調達することを目的とするものであります。これらの資金調達はいずれも本第三者割当による資金調達の目的とは異なります。平成 26 年 3 月当社普通株式第三者割当増資については、調達した資金のうち、約 284 百万円の残額がありますが、平成 27 年 3 月当社普通株式第三者割当増資については、調達した資金の全額を NF-κB デコイオリゴ核酸の開発に係る費用に充当し、残額はありませぬ。さらに、平成 28 年 3 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当については、調達した資金のうち、約 1,231 百万円の残額が存在しております（なお、平成 28 年 3 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に基づき調達した資金の一部の用途の変更については、下記「④ その他の事業の現状について」を参照のこと。）。

また、上記に対して、当社は、平成 25 年 5 月に行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当（以下「平成 25 年 5 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当」といいます。）及び平成 26 年 7 月にライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当）（以下「平成 26 年 7 月新株予約権無償割当」といいます。）を行い、差引手取金額約 1,989 百万円及び約 5,945 百万円の資金調達をそれぞれ行っております。平成 25 年 5 月行使価額修正条項付

本報道発表文は、当社による第三者割当による第 28 回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

新株予約権第三者割当及び平成26年7月新株予約権無償割当は、上記の旧国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するために必要と見込まれる費用及び旧国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施する期間の当社の運転資金の一部（研究開発関連費用及び本社機能運営費用等）を調達することを目的とするものであります。これらの資金調達により調達した資金については、旧国際共同第Ⅲ相臨床試験の費用と当社の運営費用にその全額を充当しており、残額はありません。

④ その他の事業の現状について

なお、上記で記載しましたとおり、当社は、HGF 遺伝子治療薬の開発以外に、NF- $\kappa$ B デコイオリゴ核酸の開発を一つの柱として事業展開をしており、また、当社の新たな事業の柱の一つとすべく、DNA ワクチン事業の分野への本格的な進出を開始しております。当社のこれらの事業の現状は以下のとおりとなっております。

まず、NF- $\kappa$ B デコイオリゴ核酸の開発については、アトピー性皮膚炎を対象疾患とする治療薬の開発、椎間板性腰痛症を対象疾患とする治療薬の開発、及び血管再狭窄予防を対象疾患とする医療機器の開発を中心に注力してまいりました。しかしながら、2016年7月5日付「NF- $\kappa$ B デコイオリゴ アトピー性皮膚炎治療薬（軟膏製剤）国内第Ⅲ相臨床試験の結果（速報）について」と題するプレスリリースで開示いたしましたとおり、当社が開発を進めてきたNF- $\kappa$ B デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした治療薬の国内第Ⅲ相臨床試験の解析速報において、主要評価項目である投与開始から4週間（28日間）後における主有効性評価部位の「皮膚症状スコア」の変化について、NF- $\kappa$ B デコイオリゴ核酸投与群とプラセボ投与群との間で統計学的な有意差は示されませんでした。当社は、現在当該臨床試験の結果の詳細な解析を進めておりますものの、上記の解析速報を踏まえると、NF- $\kappa$ B デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とする治療薬を医薬品として承認申請を行うことはきわめて困難である状況です。もっとも、血管再狭窄予防を対象疾患とする医療機器の開発については、臨床試験実施中（観察期間終了）であり、また、椎間板性腰痛症を対象疾患とする治療薬については、米国において第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の準備を行っており、NF- $\kappa$ B デコイオリゴ核酸の開発は、依然として、当社にとって一つの柱となる重要な事業領域であり、今後もこれらの開発を進めてまいります。

次に、DNA ワクチン（遺伝子の本体であるDNAをワクチンとして利用した医薬品）は次世代の治療ワクチン技術として注目され世界的に研究及び臨床応用が進んでおり、事業分野として成長が期待される有望な領域です。また、DNA ワクチンの開発には、当社が蓄積してきた遺伝子医薬に関する科学、開発（非臨床及び臨床）、製造及び薬事上の知識・ノウハウを利用することができると考えられます。そのため、当社は、今般、DNA ワクチン事業の分野を事業の第3の柱に据え本格的に進出することとしました。当社は既に、その布石として、高血圧や自己免疫疾患などを対象としたDNA ワクチンに関して大阪大学と共同研究を実施していましたが、2016年8月1日付「米Vical社への出資に関するお知らせ」と題するプレスリリースで開示いたしましたとおり、当社と提携関係にありDNA ワクチン技術の開発を手がける米国NASDAQ市場上場の米バイオ企業Vical Incorporated（代表者：President and Chief Executive Officer Vijay B. Samant、所在地：10390 Pacific Center Court, San Diego, California 92121, USA）

（以下「Vical社」といいます。）が新たに発行する株式約184万株を第三者割当増資により引き受けることで、当社の出資比率を現在の2.4%から18.6%に引き上げ、当社はVical社の筆頭株主になりました。これに伴い、当社は、Vical社の取締役会に代表者1名（当初はオブザーバーとして参加し、一定期間後に正式メンバーに変更）を派遣します。出資金額は約782万米ドル（2016年7月29日の対顧客電信売・買の仲値である104.4円/米ドルの為替レートで計算すると約816百万円）でした。かかる追加出資の目的は、DNA ワクチン分野で専門知識、経験・ノウハウならびに製造施設を持つVical社への資本参加比率を高めることで同社との提携関係を深め、長期的に当社のDNA ワクチン事業を推進することにあります。当社は、今後、Vical社との間で事業上の協力関係を構築するための具体的な業務提携の内容について交渉を進めます。DNA ワクチン事業の分野への進出は新たな成長ドライバーとして当社の事業基盤の拡大に資するものであり当社の更なる成長に繋がるものと考えております。

この点、2016年8月1日付「新株予約権発行に係る資金使途の一部変更に関するお知らせ」と題するプレスリリースに記載いたしましたとおり、上記のVical社への出資については、NF-

本報道発表文は、当社による第三者割当による第28回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

κB デコイオリゴ核酸の開発に係る費用を調達することを目的とした平成 28 年 3 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当により調達した資金の一部である約 816 百万円につき、その用途を変更したうえで、かかる出資に充当することとしました。なお、Vical 社への送金の際に適用された電信相場が 103.37 円/米ドルであったことから、Vical 社への出資に実際に充当された金額は約 808 百万円となりました。

上記のとおり、NF-κB デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とする治療薬の国内第Ⅲ相臨床試験の解析速報を踏まえると、医薬品として承認申請を行うことはきわめて困難な状況であるため、平成 28 年 3 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当により調達した資金のうち、承認申請を前提として調達した資金約 539 百万円につき、当社の事業基盤の拡大に繋がる DNA ワクチン事業の分野への本格的進出を目的とした上記の Vical 社への出資のための資金として充当したものであります。また、平成 28 年 3 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当により実際に調達された資金は、上記のとおり、差引手取額約 3,029 百万円となっており、当初見込んでいた、NF-κB デコイオリゴのアトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症をそれぞれ対象疾患とした治療薬の開発費用の合計金額である約 2,623 百万円を上回っております。当初、かかる開発費用の金額を上回る資金が調達できた場合には、当該余剰については、旧国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するために平成 29 年までに必要と見込まれる費用及び旧国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施する期間の当社の運転資金の一部（研究開発関連費用及び本社機能運営費用等）につき、平成 26 年 7 月新株予約権無償割当により調達した資金では賄うことができない不足分が発生し次第充当する予定でありましたが、生じた余剰のうち約 277 百万円についても、当社の事業基盤の拡大に繋がる DNA ワクチン事業の分野への本格的進出を実現すべく、同様に Vical 社への出資に充当することとしました。しかしながら、上記のとおり Vical 社への出資に実際に充当された金額が約 808 百万円となったことから、生じた余剰のうち約 269 百万円が Vical 社への出資に実際に充当されました。これにより約 8 百万円の余剰が生じておりますが、当該余剰については、平成 28 年 8 月の当社の運転資金（人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃等）の一部に充当する予定です。

なお、生じた余剰のうち残りの約 129 百万円については、旧国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するための費用及び当社の運転資金の一部に、平成 28 年 4 月から 6 月にかけて充当しております。

## (2) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由

当社が、本第三者割当による資金調達方法を選択した理由は、以下のとおりです。

今回の資金調達は、上記「2. (1) ③ 本第三者割当による資金調達の目的」記載のとおり、当社の主要な開発パイプラインの一つである HGF 遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる資金を調達すること、及び当社の当面の運転資金（人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃等）の一部を調達することを目的とするものです。

これらの資金の資金調達方法の選択肢としては、まず、金融機関からの借入れが考えうるところです。しかしながら、当社の現在の財務状況等では、これらの資金の融資を引き受けてもらえる金融機関を見つけることは困難です。そのため、当社は、金融機関からの借入を資金調達の選択肢とすることはできません。

そこで、財務の健全性を維持しながら、これらの資金の調達を実現するためには、当社としては、資本市場からの資金調達、つまり、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を考えざるを得ませんでした。

エクイティ・ファイナンスによる資金調達としては、新株予約権の第三者割当以外にも、当社普通株式の第三者割当、当社普通株式の公募増資、転換社債型新株予約権付社債及び株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行が選択肢としてはあり得るところです。

しかしながら、まず、当社普通株式の公募増資については、具体的な提案を証券会社から受けることはなく、資金調達の選択肢とはなり得ませんでした。

本報道発表文は、当社による第三者割当による第 28 回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

転換社債型新株予約権付社債については、株価の下落時には社債に付された新株予約権の行使による社債の株式への転換が進まず、株式への転換が進まなければ、金利の定期的な支払いが必要となる負債のままであるため、当社としては、かかる金利の支払いが必要となり、満期までの当社の財務状態への影響は否定できず、また、最終的には元本の弁済が必要となります。そのため、当社としては、転換社債型新株予約権付社債の発行を資金調達の実行から外しました。

次に、MSCB は、それに付された新株予約権の行使により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという性質を有しているため、新株予約権の行使が実際に行われるまで交付される株式総数が確定しないため、希薄化の割合が大きく変化し、株価に対する直接的な影響が大きいという、既存株主に大きな影響を与えるというデメリットがあります。このようなデメリットがあるため、当社としては、MSCB の発行は資金調達の選択肢から外しました。

今回の資金調達の主要な目的である HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施は、当社の設立以来の主要な開発パイプラインの一つである HGF 遺伝子治療薬の開発を継続し推進することにより当社の事業基盤を強化するものであり、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がる事業戦略上重要なプロジェクトであると当社は考えております。かかるプロジェクトを的確に推進する観点からは、短期間で確実にかかるプロジェクトに必要な資金を調達することが当社にとって最善の方法であるといえます。

この点、新株予約権による資金調達は、発行者サイドで投資家による行使を強制することはできず、また、資金調達の完了までにある程度の期間を要し、さらに、株価の下落時にはその行使が進まず、期待していた資金調達が実現できないというデメリットがあります。このような新株予約権による資金調達のデメリットに鑑みると、新株予約権による資金調達は、最善の方法とはいえません。むしろ、短期間で確実に資金を調達することができる当社普通株式の第三者割当による資金調達がより好ましい手段といえます。しかしながら、現時点では、第三者割当による当社普通株式の発行による方法では、この度の資金調達額を調達することを可能とする投資家を見つけることはできませんでした。

そこで、当社は、次善の策として、行使価額修正条項付の新株予約権の発行による資金調達方法を選択することとしました。まず、当社普通株式を引き受ける投資家を見つけることができなかつた以上、資金調達方法につき投資家にとっての受入可能性を勘案せざるを得ないところ、新株予約権は、当社普通株式に投資する場合と比較すると投資家が一時期に投資に必要な資金を限定することができます。また、新株予約権の行使価額の修正により、株価下落の局面においても、一定の範囲においては新株予約権の行使が可能となり、資金調達に応じる投資家にとっての受入可能性を高めることができます。他方、投資家にとっての受入可能性のみならず、当社にとっても、行使価額修正条項付の新株予約権による資金調達は、次のようなメリットがあると考えております。すなわち、単なる新株予約権による資金調達と比較すると、行使価額修正条項付の新株予約権による資金調達は、株価下落の局面であっても、設定された行使価額の下限を株価が上回っている場合には、行使価額の修正により、資金調達額は想定された額よりも減少するものの一定の資金調達を実現できる可能性があります。また、株価上昇の局面では、行使価額の修正により資金調達額が増加するというメリットを享受することができます。さらに、既存株主にとっても、当社普通株式を発行する場合と異なり、希薄化の進展が複数回に分れた段階的なものとなり、市場への影響も漸次的にすることができると当社は考えております。なお、本新株予約権の行使による交付株式数は一定であり、MSCB と異なり、株価の下落局面において当初の想定より交付株式数が増加し更なる希薄化が生じる可能性はありません。但し、上記のとおり、新株予約権による資金調達においては、発行会社は投資家による行使を強制することはできず、また、投資家による新株予約権の行使による払込みにより初めて資金調達が実現されるため、資金調達の完了までにある程度の期間を要し、さらに、株価の下落時には、期待していた金額より資金調達額が減少する、又は期待していた金額の資金調達が実現できないというデメリットは否定できません。しかしながら、HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施は、当社の事業基盤の強化に資する当社にとって事業戦略上重要なプロジェクトであり、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものであります。当社普通株式の第三者割当による資金調達に応じる投資家を見つけることができなかつた現状を前提とすると、かかるプロジェクトの進展を可能とする

本報道発表文は、当社による第三者割当による第 28 回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

ための資金需要を満たすためには、資金調達の完了までの期間の長期性及び実際の資金調達額が想定よりも減少する可能性があるという不確実性を伴う手段とはいえ、かかる資金調達的手段として、行使価額修正条項付の新株予約権の発行を選択することはやむを得ないと当社は判断しました。また、下記「6. (6) その他」記載のとおり、当社は、本新株予約権につき、払込期日から1ヶ月経過後以降は、その裁量で、本新株予約権の払込金額と同額でその全部又は一部を取得できます。そのため、より有利な条件での新たな資金調達方法が見つかった場合には、本新株予約権を取得し、当該新たな資金調達方法を機動的にとることが可能となっております。他方、下記「6. (6) その他」記載のとおり、当社は、本新株予約権の行使期間満了日に、その時点の本新株予約権の全部を発行価額と同額で買い取る義務を負い、かかる買取りによる当社の財務状況への悪影響が生じ得ます。しかし、本新株予約権の発行に係るその他の各メリットを勘案すれば、かかる負担はやむを得ないものと判断しております。これらの点を考慮して、当社は第三者割当による行使価額修正条項付の本新株予約権の発行による資金調達を行うこととしました。

### (3) 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

- ① 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 7,650,000 株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定され、希薄化の規模は限定されております。平成 28 年 6 月 30 日現在の発行済総株式 (62,981,061 株) に係る議決権数 (629,748 個) に対する希薄化は、最大で、株式数ベースで 12.15%、議決権ベースで 12.15% となります。
- ② 当社の株価が下落した場合には、調達額が当初の想定を下回る可能性は否定できず、また、株価が下限行使価額を下回って推移した場合には、資金調達が全くできなくなる可能性もあります。かかるデメリットについては、上記「2. (2) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由」記載のとおり、当社普通株式を引き受ける十分な投資家を確保できなかった以上、資金調達方法につき投資家にとっての魅力や受入可能性を考慮せざるを得なかったため甘受せざるを得ないと考えております。
- ③ 下記「6. (6) その他」記載のとおり、当社は、本新株予約権の行使期間満了日に、その時点の本新株予約権の全部を発行価額と同額で買い取る義務を負い、かかる買取りによる当社の財務状況への悪影響が生じ得ます。しかし、本新株予約権の発行に係るその他の各メリットを勘案すれば、かかる負担はやむを得ないものと判断しております。
- ④ 下記「6. (6) その他」記載のとおり、当社は、本新株予約権につき、払込期日から1ヶ月経過後以降は、その裁量で、本新株予約権の払込金額と同額でその全部又は一部を取得できます。そのため、より有利な条件での新たな資金調達方法が見つかった場合には、本新株予約権を取得し、当該新たな資金調達方法を機動的にとることが可能となっております。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	2,359,795,500 円 (内訳) 本新株予約権の発行による調達額 11,245,500 円 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額による調達額 2,348,550,000 円
② 発行諸費用の概算額	39,000,000 円
③ 差引手取概算額	2,320,795,500 円

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額は、リーディング証券株式会社 (代表者: 代表取締役社長 宋 炳哲、所在地: 東京都中央区新川一丁目 8 番 8 号) に対する割当予定先幹旋に係る費用、弁護士費用、本新株予約権の評価費用、信託銀行費用、印刷会社費用、新株式上場料、登録免許税等の合計額であります。

本報道発表文は、当社による第三者割当による第 28 回新株予約権 (第三者割当て) (行使価額修正条項付) の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

- 3 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額による調達額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定しての金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

上記「3. (1) 調達する資金の額」記載のとおり、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含めた差引手取概算額は 2,320,795,500 円です。かかる差引手取概算額については、下記のとおり、HGF 遺伝子治療薬の開発のための米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる費用（旧国際共同第Ⅲ相臨床試験の中止による施設の閉鎖費用、CRO（Contract Research Organization/医薬品開発受託機関）費用、コンサルタント等への業務委託費用、治験依頼者である当社の子会社アンジェスインクの運営費用）、及び運転資金（人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃等）の一部に充当する予定であり、下記に記載された資金使途に従って、支弁時期の早いものから充当していく予定です。なお、調達された資金を具体的な使途に充当するまでの間は、銀行預金、短期有価証券（元本割れのリスク、信用リスク及び流動性リスクを出来る限り回避する観点から、コマーシャル・ペーパーを想定しております。）等にて管理することといたします。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期 (注) 4
1 HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる費用 (注) 1、2	1,213	平成 28 年 8 月～平成 29 年 4 月
2 運転資金 (注) 2、3	1,108	平成 28 年 8 月～平成 29 年 4 月

(注) 1 上記表中の HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる費用には、旧国際共同第Ⅲ相臨床試験の撤退費用及び新たな臨床試験の初期検討費用が含まれ、主に以下の内容を見込んでおります。

- ・旧国際共同第Ⅲ相臨床試験の中止による施設の閉鎖費用
- ・CRO（Contract Research Organization/医薬品開発受託機関）による治験管理費用
- ・コンサルタントや外部専門家への業務委託費用
- ・治験依頼者である当社の子会社アンジェスインクの運営費用

2 上記表中の HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる費用の金額は、上記表中の支出予定時期において支弁が見込まれる費用であり、かかる新たな臨床試験の実施のための費用の見込み総額ではありません。上記「2. (1) ② HGF 遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施」に記載しているとおり、当社は米国における新たな臨床試験の詳細については現在計画中であるため、かかる試験の完了までに必要とされる期間は確定しておらず、また、かかる試験に要する費用の総額についての詳細な見積もりは算定できておりません。上記表中の金額は、あくまで、新たな臨床試験の実施に関連して必要になると現時点において考えられる概算金額（合計約 40 億円）をベースに、上記（注）1 記載の旧国際共同第Ⅲ相臨床試験の撤退費用については上記の支出予定時期にそのすべてが支出されることが見込まれるため、その全額につき算入し、それ以外の新たな臨床試験の実施に関連して必要となる費用については、当該費用の総額を旧国際共同第Ⅲ相臨床試験と同様の時期に承認申請することを前提とした臨床試験に係る期間（約 3 年）で按分して、上記の支出予定時期に割り付けて得た金額を算入して算定された金額となります（そのため、上記の概算金額及び想定試験期間については、米国における新たな臨床試験が将来的に確実にこれらの金額及び期間に収まる臨床試験となることを意味するものではありません。）。また、上記表中の運転資金については、

本報道発表文は、当社による第三者割当による第 28 回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。



上記表中の HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる費用の金額に係る支出予定時期と同期間の運転資金の見積額であります。

- 3 運転資金は、研究開発費（各プロジェクトに直接かかる原材料費及び外注費を除きます。）及び一般管理費であり、主に人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃等からなります。上記表中の金額は、当社の平成 28 年予算をベースに支出予定期間分を算定したものです。
- 4 支出予定時期に記載されている期間は、差引手取概算額を HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる費用と運転資金に充当した場合何か月分に相当するかを記載したもので、当該期間中に本新株予約権が行使され確実に資金が調達されることを意味するものではありません。

当社株価の下落等により、本新株予約権の行使が進まず、資金調達が支出予定時期に間に合わなかった場合には、上記表中の各資金の使途につき、一時的に当社の手持ち資金を充当することもあります。さらに、想定していた額の資金の調達が困難となる場合には、自社製品における新規提携先確保による契約一時金の調達、既存提携先との契約内容見直しによる中間金（マイルストーン）の前倒しでの確保、既存プロジェクトの見直し、既存プロジェクトの選択と集中及び株式市場やマーケット状況を勘案しエクイティ・ファイナンスによる資金調達等の施策を講ずることにより、その資金の調達又は確保を検討してまいります。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. (1) 本第三者割当による資金調達の目的」記載のとおり、今回調達する資金は、当社の主要な開発パイプラインの一つである HGF 遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる資金、及び当社の当面の運転資金（人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃等）の一部に充当するものです。当社は、HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施は、当社の設立以来の主要な開発パイプラインの一つである HGF 遺伝子治療薬の開発を継続し推進するためのものであり、当社の事業基盤の強化に資する事業戦略上重要なプロジェクトであると考えております。そのため、かかる資金使途は当社の企業価値及び株式価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び本第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、所在地：東京都港区元赤坂 1-1-8）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。

当該算定機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価（307 円）、当社株式のボラティリティ（100.7%）、予定配当額（0 円）、本新株予約権に適用する割引率（▲0.2%）、当社からの通知による取得が行われないこと、割当先が市場出来高の一定割合の範囲内で任意に権利行使及び売却を実施すること、割当先の権利行使及び売却にあたって一定の株式処分コストが発生すること等）を置き、評価を実施しました。当該評価で示された本新株予約権の価格の評価結果は 147 円でした。当社は、赤坂国際会計は、割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件及び仮定、適用されたパラメータについて、赤坂国際会計からの説明、提出を受けた又は当社にて準備したデータ・資料に基づく確認により、かかる評価は合理的なものであると判断しました。そこで、当社は、当該算定機関の評価を参考にしつつ、また、上記「2. (2) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由」及び下記「6. (6) その他」に記載した本新株予約権及び本第三者割当て契約の内容や特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価格が合理的であると判断しました。

本報道発表文は、当社による第三者割当による第 28 回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る決議日の前日（平成28年8月4日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（307円）とし、その後の行使価額も、割当日の翌取引日以降、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である185円（本新株予約権の発行に係る決議日前日終値の60%）を下回ることはありません。この当初行使価額は、決議日の直前営業日までの直近1ヶ月間の平均値終値1株337.0円に対して8.89%のディスカウント、決議日の直前営業日までの直近3ヶ月間の平均値終値1株479.6円に対して35.99%のディスカウント、決議日の直前営業日までの直近6ヶ月間の平均値終値1株494.2円に対して37.88%のディスカウントとなります。しかしながら、当初行使価額につきましては、当社としては、以下の理由から、合理的と考えております。すなわち、HGF遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施は、当社の設立以来の主要な開発パイプラインの一つであるHGF遺伝子治療薬の開発を継続し推進するためのものであり、当社の事業戦略上重要なプロジェクトであると考えておりますが、当社の現状では必要となる資金は、外部から調達に依拠せざるを得ない状況にあります。また、当社の株価は、非常にボラティリティが高い状況にあります。このような中で、HGF遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施を目的とする資金調達のために、本新株予約権の発行を行い、かつ、資金調達の確実性を高めるため（本新株予約権が行使されないことにより資金調達が実現できないリスクを回避するため）には、当社は、上記の近時の株価水準に照らして、当初行使価額として上記の水準を設定することが合理的であると判断いたしました。下限行使価額につきましても、同様の理由から、割当予定先との協議交渉の中で示された割当予定先からの下限行使価格についての要望を一定程度受け入れざるを得ないとともに、上記の近時の株価水準に照らして、下限行使価額として上記の水準を設定することが合理的であると判断いたしました。なお、修正日における修正後の行使価額が、当該時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）につき、その92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額となる点については、上記同様、HGF遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施のための資金を外部から調達しなければならないという当社の置かれた状況及び当社の株価のボラティリティの高さの中で、これらの資金調達のために、本新株予約権の発行を行い、かつ、資金調達の確実性を高めるため（本新株予約権が行使されないことにより資金調達が実現できないリスクを回避するため）には、割当予定先との協議交渉の中で示された割当予定先からの行使価額の修正についての要望を一定程度受け入れざるを得ないとともに、当社は、上記の近時の株価水準に照らして、修正日における修正後の行使価額につき上記の内容とすることが合理的であると判断いたしました。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約を締結している等の関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は、割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件及び仮定、適用されたパラメータについて、赤坂国際会計からの説明、提出を受けた又は当社にて準備したデータ・資料に基づく確認により、かかる評価は合理的なものであると判断できることから、当該算定機関の評価を参考にしつつ、本新株予約権及び本第三者割当て契約の内容及特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価格は、割当予定先に特に有利でないとの意見を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当てによる今回の資金調達のうち、本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数は7,650,000株（議決権数76,500個）であり、平成28年6月30日現在の発行済総株式（62,981,061株）に係る議決権数（629,748個）に対して、株式数ベースで12.15%、議決権ベースで12.15%の希薄化が生じます。なお、本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数及び議決権数に平成28年3月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当てにより発行された新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数6,436,700株及び議決権数64,367個（なお、平成28年4月18日に当該新株予約権すべての行使が完了しています。）をそれぞれ合算した場合、平成28

本報道発表文は、当社による第三者割当てによる第28回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

年6月30日現在の発行済総株式（62,981,061株）及び議決権数（629,748個）から平成28年3月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に基づく新株予約権の行使により発行された株式数（6,436,700株）及び議決権数（64,367個）をそれぞれ控除して得た株式数（56,544,361株）及び議決権数（565,381個）に対しては、株式数ベースで24.91%、議決権ベースで24.92%の希薄化が生じます。

決議日前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の当社普通株式の1日当たり平均出来高はそれぞれ、約2.3百万株、約2.9百万株及び約6.8百万株となっていることからすると、上記の希薄化は本第三者割当後の市場における当社普通株式の需給関係に影響を与える可能性があり、市場に対し一定の株価下落の圧力を与えるおそれは否定できないと考えられます。なお、本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数（7,650,000株）をその行使期間である1年間（営業日ベースで246日と仮定）で市場で均等に売却したと仮定した場合の1日当たりの売却株式数は31,098株となり、かかる株式数は上記の決議日前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間（営業日ベースでそれぞれ22日、64日及び123日）の1日当たり平均出来高のそれぞれ1.33%、1.07%及び0.46%となります。

しかしながら、当社といたしましては、本第三者割当による資金調達により取得した資金を、上記「3.（2）調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」に記載の用途に充当することで、HGF 遺伝子治療薬の開発を継続し推進することは、当社の事業基盤を強化するものであり、もって当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えております。なお、平成28年3月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当は、当社の主要な開発パイプラインの一つであるNF-κBデコイオリゴ核酸の開発を推進するための資金調達であり、また、その調達資金の一部については、資金の用途を変更の上、DNA ワクチン事業の分野への本格的な進出を行うための Vical 社への出資として充当しておりますが、いずれも今回の資金調達と同様に当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えております。そのため、本第三者割当における希薄化の規模は、平成28年3月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当による希薄化の規模と合わせたとしても、合理的であると判断しました。本新株予約権については、その目的である当社普通株式数は一定であり、希薄化の規模は限定されており、また希薄化は複数回に分かれた段階的なものとして市場への影響は漸次的なものになると考えられます。加えて、本新株予約権については一定の要件のもと当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であること、並びに、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関して株券貸借に関する契約を締結する予定はなく、本第三者割当により割り当てられた本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、売却に際しては可能な限り市場動向を勘案して市場への影響に留意しながら売却する旨表明していること、から、本第三者割当による市場への影響には一定の歯止めがかかることが期待されると判断いたしました。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

三田証券株式会社

(1) 名 称	三田証券株式会社
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋兜町3番11号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 三田 邦博
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業、貸金業、金銭債権の売買業務、生命保険の募集に関する業務、不動産の賃貸業務、宅地建物取引業、不動産特定共同事業
(5) 資 本 金	500,000,000 円（平成28年3月31日現在）
(6) 設 立 年 月 日	昭和24年7月20日
(7) 発 行 済 株 式 数	4,713,600 株（平成28年3月31日現在）
(8) 決 算 期	3月31日
(9) 従 業 員 数	74 名（平成28年3月31日現在）
(10) 主 要 取 引 先	投資家及び発行体
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社りそな銀行

本報道発表文は、当社による第三者割当による第28回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

(12)	大株主及び持株比率	三田 邦博 53.06%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円、ただし特記しているものを除く）			
	決算期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
	純資産	4,267,564	4,288,038	5,015,515
	総資産	25,442,520	28,135,546	20,813,599
	1株当たり純資産(円)	1,107.27	1,118.39	1,308.13
	売上高	2,317,137	1,565,189	2,721,010
	営業利益	845,079	117,234	619,096
	経常利益	868,914	155,094	633,280
	当期純利益	697,395	107,556	750,481
	1株当たり当期純利益(円)	176.69	28.01	195.73
	1株当たり配当金(円)	20.00	6.00	23.00

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であります。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、平成28年3月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当により、当社の主要な開発パイプラインの一つであるNF-κBデコイオリゴ核酸の開発に係る費用の調達を完了した後、当社は、上記「2. (1) ② HGF 遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施」に記載のとおり、旧国際共同第Ⅲ相臨床試験の状況の分析・評価を開始し、その結果、HGF 遺伝子治療薬の開発戦略を見直し、米国において新たな臨床試験の実施することにしました。このような状況の中で、従前より資金調達活動の提案やその他の営業活動を通じて面識のあった証券会社数社に資金調達の可能性を当社から打診し協議を行う中で、その一つであるリーディング証券株式会社を通じて割当予定先から新株予約権の発行による資金調達の提案を受けました。当社としては、HGF 遺伝子治療薬の開発を継続し推進することは、当社の事業基盤を強化に資する事業戦略上重要なプロジェクトと考えており、かかるプロジェクトを実施すべく資金調達が不可欠であること、また、割当予定先は上場会社等の資金調達案件において多くの実績を残していること、かつ割当予定先は、現在までに、行使価額修正条項付の新株予約権等を引き受けた経験を有していること（当社が直近に行った平成28年3月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当における行使価額修正条項付新株予約権の割当先も割当予定先でした。）、割当予定先との協議の中で、割当予定先から、当社の事業戦略、事業展開、資金の必要性及び時期等をご理解いただいたこと等を総合的に勘案し、三田証券株式会社を割当予定先として選定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるリーディング証券株式会社の斡旋を受け、日本証券業協会会員である三田証券株式会社により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第2章乃至第4章の適用を受けて募集が行われるものです。

本報道発表文は、当社による第三者割当による第28回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置並びに本新株予約権の行使の方針

当社は、上記「6. (2) 割当予定先を選定した理由」に記載した割当予定先との間で協議を行った際に、割当予定先より以下の点につき口頭で確認を得ております。

- ・割当予定先は経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的とすること。
- ・割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針について、当該株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有し、長期保有の意思はないこと、及び割当予定先は、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うこと。
- ・割当予定先は、自己資金をもって、本新株予約権を取得し、本新株予約権の行使を行うこと。

また、割当予定先はいわゆる証券会社であり、自己の商品有価証券勘定にて本新株予約権又は本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を保有し、上記のとおり適宜市場内で売却を行いつつ、新株予約権の権利行使を実施する予定とのことです。従って、当社普通株式の希薄化は市場取引高に応じて徐々に進捗することとなり、急速には進みにくいと予想されます。

さらに、下記「6. (6) ① 制限超過行使の禁止」にも記載しておりますとおり、当社及び本新株予約権の割当予定先である三田証券株式会社は、本新株予約権につき、東京証券取引所の有価証券上場規程（以下「上場規程」といいます。）第434条第1項、同施行規則（以下「上場規程施行規則」といいます。）第436条第1項乃至第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中にすべての本新株予約権の保有者による本新株予約権の行使により取得される当社普通株式の合計が、上場規程施行規則第436条第1項に定める上場株券等の数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を制限するよう措置を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、三田証券株式会社の平成28年6月の月次日計表により、平成28年6月末日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財産の状況を確認しており、同社が本新株予約権の取得及び行使に要する財産を保有しているものと判断しております。

以上により、当社は割当予定先の本第三者割当の払込みに要する財産について問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の割当予定先である三田証券株式会社は、当社、当社の役員、役員関係者及び当社の大株主と割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もないことを口頭で確認しております。

(6) その他

当社は、本新株予約権に係る割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、下記の内容を含む、本第三者割当て契約を締結いたします。

① 制限超過行使の禁止

割当予定先は、いずれの暦月においても、原則として、当該暦月においてすべての本新株予約権の保有者による本新株予約権の行使により交付されることになる当社普通株式の数の合計が、本新株予約権の払込期日時点の上場株式数の10%を超えることとなる本新株予約権等の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行うことができません。但し、当社普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等が行われることが公表された時から当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間、当社に対して公開買付けの公告がなされた時から当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間、取引所金融商品市場において当社普通株式が上場されている金融商品取引所においてが監理銘柄、監理ポスト、整理銘柄又は整理ポストに指定された時から当該指定が解除されるまでの間、本新株予約権の行使価額が決議日の取引所金融商品市場の売買立会における当社普通株式の終値以上の場合には、割当予定先は、制限超過行使を行うことができます。

本報道発表文は、当社による第三者割当による第28回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

② 譲渡制限

割当予定先による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を必要とします。割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、割当予定先は、当社の本新株予約権の行使指定に対応する義務等、本第三者割当て契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

③ 取得条項

当社は、平成 28 年 9 月 22 日以降、本新株予約権の発行要項に従って、代表取締役の決定により本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

④ 買戻条項

当社は、本新株予約権の行使期間の末日である平成 29 年 8 月 22 日に、割当予定先から、その時点で残存する本新株予約権の全部を本新株予約権の発行要項に従い取得する義務を負いません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 28 年 6 月 30 日現在）	
塩野義製薬株式会社	1.88%
森下 竜一	1.10%
日本証券金融株式会社	0.98%
中村 敏一	0.75%
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED（常任代理人バークレイズ証券株式会社 代表取締役 中居英治）	0.63%
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	0.61%
楽天証券株式会社	0.56%
株式会社SBI証券	0.53%
大和証券株式会社	0.51%
小谷 均	0.49%

(注) 1 割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針について、上記「6. (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置並びに本新株予約権の行使の方針」に記載のとおり、長期保有する意思を有していないとのことですので、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2 上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。

8. 今後の見通し

今回の資金調達による平成28年12月期以降の当社連結業績に与える影響は次のとおりです。今回の資金調達の目的であるHGF遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施に関連して費用が発生いたしますが、本第三者割当てにより調達した資金を充当してまいります。HGF遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施は、当社の設立以来の主要な開発パイプラインの一つであるHGF遺伝子治療薬の開発を継続し推進することにより当社の事業基盤を強化するものであり、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がる事業戦略上重要なプロジェクトであると当社は考えております。詳細は、上記「2. (1) 本第三者割当てによる資金調達の目的」及び「2. (2) 本第三者割当てによる資金調達方法を選択した理由」をご参照ください。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当ては、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

本報道発表文は、当社による第三者割当てによる第 28 回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
連結売上高	491百万円	909百万円	430百万円
連結営業損失(△)	△1,363百万円	△2,273百万円	△4,171百万円
連結経常損失(△)	△1,383百万円	△2,395百万円	△4,089百万円
連結当期純損失(△)	△1,409百万円	△2,369百万円	△4,143百万円
1株当たり連結当期純損失(△)	△46.91円	△62.12円	△74.53円
1株当たり配当金	-円	-円	-円
1株当たり連結純資産	107.86円	142.41円	73.75円

(注) 上記の1株当たり連結当期純損失の金額及び1株当たり連結純資産の金額は、平成25年5月21日開催の取締役会に基づいて平成25年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式2株の割合で行われた株式分割(以下「平成25年7月株式分割」といいます。)、平成25年11月18日開催の取締役会に基づいて平成26年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式2株の割合で行われた株式分割(以下「平成26年1月株式分割」といいます。)調整後の金額を遡及して算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成28年6月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	62,981,061株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	44,000株	0.07%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-

(注) 上記潜在株式数は、当社役職員向けのストックオプションに係る潜在株式数であります。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	62,981,061株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	7,694,000株	12.22%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	7,694,000株	12.22%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(注) 上記潜在株式数は、本新株予約権に係る潜在株式数に当社役職員向けのストックオプションに係る潜在株式数を加えたものであります。

本報道発表文は、当社による第三者割当による第28回新株予約権(第三者割当て)(行使価額修正条項付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

(4) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
始 値	229.3円	523.1円	376.0円
高 値	1,589.7円	635.9円	438.0円
安 値	181.9円	232.0円	186.0円
終 値	523.1円	370.0円	230.0円

(注) 上記に表示された株価は、平成27年12月期のものを除き、平成25年7月株式分割、平成26年1月株式分割及び平成26年7月31日を割当基準日とする平成26年7月新株予約権無償割当調整後の価額を遡及して表示しております。

②最近6か月間の状況

	平成28年 2月	平成28年 3月	平成28年 4月	平成28年 5月	平成28年 6月	平成28年 7月
始 値	292円	362円	502円	681円	595円	408円
高 値	452円	538円	943円	848円	605円	560円
安 値	231円	345円	491円	538円	306円	295円
終 値	378円	475円	713円	602円	409円	304円

③発行決議日の前営業日における株価

	平成28年8月4日
始 値	308円
高 値	312円
安 値	303円
終 値	307円

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第25回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行

割当日	平成25年10月18日
発行新株予約権数	50,000個
発行価額	新株予約権1個につき450円（総額22,500,000円）
発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額）	4,157,500,000円（差引手取概算額：4,128,800,000円） （内訳） 新株予約権発行分：22,500,000円 新株予約権行使分：4,135,000,000円
割当先	UBS AG London Branch
募集時における発行済株式数	312,676株
当該募集による潜在株式数	50,000株（平成26年1月株式分割に伴う調整により5,000,000株に増加）
現時点における行使	すべて未行使です。また、第25回新株予約権の全部を平成26年8月6日

本報道発表文は、当社による第三者割当による第28回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。



状況	付で取得のうえ消却しました。
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	すべて未行使のため、該当事項はありません。
発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、HGF遺伝子治療薬の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験の実施及び完了までに必要と見込まれる費用に充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成25年から平成30年まで
現時点における資金の充当状況	すべて未行使のため、該当事項はありません。

・第三者割当増資

払込期日	平成26年4月14日
調達資金の額	490,972,000円(差引手取概算額)
発行価額	440円
募集時における発行済株式数	31,267,600株
当該募集による発行株式数	1,136,300株
募集後における発行株式数	32,403,900株
割当先	フォレストフィールド1号投資事業有限責任組合
発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、海外ですでに開発・販売されているオーファンドラッグを国内に導入するための費用の一部に充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成26年5月から平成29年9月まで
現時点における資金の充当状況	これまでに、主に前臨床試験の費用として約207百万円をオーファンドラッグ導入のための初期費用に充当しております。未充当の額は、約284百万円であり、支出予定時期に変更はありません。

・ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当)による第26回新株予約権の発行

発行期日	平成26年8月1日
発行新株予約権数	32,403,900個
発行価額	新株予約権1個につき0円
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	9,332,323,200円(差引手取概算額:9,134,323,200円) (内訳) 新株予約権発行分 0円 新株予約権行使分 9,332,323,200円
割当先	平成26年7月31日現在当社普通株式を保有する当社以外の株主
発行時における発行済株式数	32,403,900株

本報道発表文は、当社による第三者割当による第28回新株予約権(第三者割当て)(行使価額修正条項付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

発行時における潜在株式数	32,403,900株
現時点における行使状況	21,140,461株 なお、当社第26回新株予約権の権利行使期間は平成26年9月30日をもって終了し、行使されなかった新株予約権はすべて失権（消滅）したため、現時点における潜在株式数は0株です。
現時点における調達した資金の額	6,088,452,768円（差引手取金概算額：5,945,000,000円）
発行時における当初の資金使途	上記差引手取金概算額については、HGF遺伝子治療薬の国際共同第Ⅲ相臨床試験に関する費用と、当該費用の支払いが行われる時期の当社の運営費用に充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成26年9月から平成31年5月まで
現時点における資金の充当状況	これまでに、全額をHGF遺伝子治療薬の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験の費用と当社の運営費用に充当しております。

・第三者割当増資

払込期日	平成27年4月6日
調達資金の額	338,250,000円（差引手取概算額）
発行価額	275円
募集時における発行済株式数	53,544,361株
当該募集による発行株式数	1,250,000株
募集後における発行株式数	54,794,361株
割当先	EVO FUND
発行時における当初の資金使途	本プログラムに基づき第1回割当から第6回割当までの第三者割当増資により調達される資金（上記差引手取概算額を含む。）は、（i）NF- $\kappa$ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験、並びに（ii）NF- $\kappa$ Bデコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及びその準備費用に必要と見込まれる費用に充当するものです。
発行時における支出予定時期	平成27年3月から平成31年まで
現時点における資金の充当状況	これまでに、NF- $\kappa$ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験費用とNF- $\kappa$ Bデコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の準備費用に全額を充当しております。

・第三者割当増資

払込期日	平成27年5月11日
調達資金の額	386,500,000円（差引手取概算額）
発行価額	224円

本報道発表文は、当社による第三者割当による第28回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

募集時における発行済株式数	54,794,361株
当該募集による発行済株式数	1,250,000株
募集後における発行済株式数	56,544,361株
割当先	EVO FUND
発行時における当初の資金使途	本プログラムに基づき第1回割当から第6回割当までの第三者割当増資により調達される資金（上記差引手取概算額を含む。）は、（i）NF- $\kappa$ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験、並びに（ii）NF- $\kappa$ Bデコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及びその準備費用に必要と見込まれる費用に充当するものです。
発行時における支出予定時期	平成27年3月から平成31年まで
現時点における資金の充当状況	これまでに、NF- $\kappa$ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験費用とNF- $\kappa$ Bデコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の準備費用に全額を充当しております。

・第三者割当による第27回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行

割当日	平成28年4月11日
発行新株予約権数	64,367個
発行価額	新株予約権1個につき235円（総額15,126,245円）
発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額）	2,815,090,745円（差引手取概算額：2,774,090,745円） （内訳）新株予約権発行分：15,126,245円 新株予約権行使分：2,799,964,500円
割当先	三田証券株式会社
募集時における発行済株式数	56,544,361株
当該募集による潜在株式数	6,436,700株
現時点における行使状況	全て行使済みです。
現時点における調達した資金の額 （差引手取概算額）	3,072,467,445円 （3,028,512,798円）
発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、（i）NF- $\kappa$ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験、並びに（ii）NF- $\kappa$ Bデコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及びその準備費用に必要と見込まれる費用に充当するものです。
発行時における支出予定時期	平成28年4月から平成32年まで
現時点における資金の充当状況	これまでに、NF- $\kappa$ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験費用とNF- $\kappa$ Bデコイオリゴの椎間板性

本報道発表文は、当社による第三者割当による第28回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

	<p>腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の準備費用に約419百万円を充当しております。</p> <p>また、2016年8月1日付「新株予約権発行に係る資金使途の一部変更に関するお知らせ」と題するプレスリリース及び上記「2. (1) ④ その他の事業の現状について」に記載いたしましたとおり、NF-κBデコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした国内第Ⅲ相臨床試験の解析速報を踏まえると、アトピー性皮膚炎を対象疾患とする医薬品として承認申請を行うことはきわめて困難であるため、調達した資金のうち、承認申請を前提として調達した資金である約539百万円については、資金の使途を変更の上、当社の事業基盤の拡大に繋がるDNAワクチン事業の分野への本格的進出を目的として、Vical社への出資約808百万円に充当しております。さらに、上記のとおり、現時点において調達した資金の額は、差引手取金概算額約3,029百万円となっており、当初見込んでいた、NF-κBデコイオリゴのアトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症をそれぞれ対象疾患とした治療薬の開発費用の合計金額である約2,623百万円を上回っております。当初、かかる開発費用の金額を上回る資金が調達できた場合には、当該余剰については、旧国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するために平成29年までに必要と見込まれる費用及び旧国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施する期間の当社の運転資金の一部（研究開発関連費用及び本社機能運営費用等）につき、ライセンス・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当）による第26回新株予約権の発行に基づき調達した資金では賄うことができない不足分が発生し次第充当する予定でありましたが、生じた余剰のうち約269百万円についても、当社の事業基盤の拡大に繋がるDNAワクチン事業の分野への本格的進出を実現すべく、同様にVical社への出資約808百万円に充当しました。また、生じた余剰のうち約8百万円については、平成28年8月の当社の運転資金（人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃等）の一部に充当する予定です。なお、生じた余剰のうち残りの約129百万円については、当初の予定どおり、旧国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するための費用及び当社の運転資金の一部に、平成28年4月から6月にかけて充当しております。未充当の額は、約1,231百万円です。</p> <p>なお、椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の支出予定時期に変更はありません。</p>
--	--

以 上

本報道発表文は、当社による第三者割当による第28回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

## アンジェス MG株式会社第28回新株予約権（第三者割当て） 発行要項

1. 本新株予約権の名称  
アンジェス MG株式会社第28回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間  
平成28年8月22日
3. 割当日  
平成28年8月22日
4. 払込期日  
平成28年8月22日
5. 募集の方法  
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を三田証券株式会社（以下「割当先」という。）に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式7,650,000株とする（本新株予約権1個当りの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数  
76,500個
  8. 本新株予約権の払込金額の総額  
金11,245,500円（本新株予約権1個当たり147円）
  9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
    - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
    - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初307円とする。
  10. 行使価額の修正  
第17項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正

本報道発表文は、当社による第三者割当てによる第28回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が185円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。本新株予約権のいずれかの行使に当たって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式の取得又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

本報道発表文は、当社による第三者割当による第28回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
- (1) 平成28年8月23日から平成29年8月22日までとする。
- (2) 第15項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、本新株予約権者に対し、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得

本報道発表文は、当社による第三者割当による第28回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社代表取締役が決定した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個につき本新株予約権の払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付することができる。

① 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

② 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件

本新株予約権の発行要項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項第(1)号記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。行使請求受付場所に対し行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市

本報道発表文は、当社による第三者割当てによる第28回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。



場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価（307円）、当社株式のボラティリティ（100.7%）、予定配当額（0円）、本新株予約権に適用する割引率（▲0.2%）、当社からの通知による取得が行われないこと、割当先が市場出来高の一定割合の範囲内で任意に権利行使及び売却を実施すること、割当先の権利行使及び売却にあたって一定の株式処分コストが発生すること等）を置き、評価した結果を参考に、本新株予約権1個当りの払込金額を金147円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成28年8月4日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

20. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新橋支店

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

24. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

(4) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以 上

本報道発表文は、当社による第三者割当による第28回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。